

障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が平成28年4月1日に施行されました。

この法律は、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざしています。

法律の内容

「不当な差別的取扱いの禁止」とは

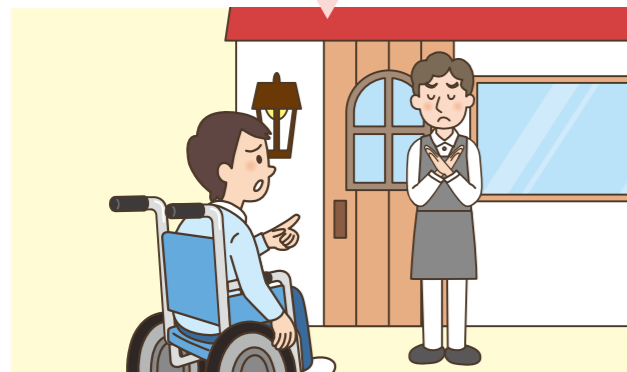
この法律では、国、地方公共団体などの役所や、会社やお店などの事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

「合理的配慮の提供」とは

国、地方公共団体などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリア(障壁)を取り除くために何らかの対応をしてほしいとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者に対しては、対応に努めること)を求めています。

不当な差別の具体例 ～こんなことで困ったことはありませんか?～

喫茶店やお店などに入ろうとしたら、車椅子のため断られた。



イベントや災害時の避難所などで、聴覚障害があることを伝えたが、音声でしか案内が行われなかった。



障害のあるなしにかかわらず、全ての命は同じように大切であり、かけがえのないものです。その「当たり前」の価値観を見つめ直し、社会全体で共有していくことが何よりも大切です。

障がいのある人に関する相談窓口

宍粟市基幹相談支援センター

TEL. 0790-63-3101

ヘイトスピーチ解消法

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が平成28年6月3日に施行されました。

この法律は、特定民族や国籍の人々への不当な差別的言動の解消に対する必要性の理解を深めるとともに、差別的言動のない社会をつくることをめざしています。

ヘイトスピーチとは

日本語では「増悪表現」と訳されます。

人種、出身国、民族、宗教、性的指向、性別、障害など、自分から主体的に変えることが困難な事柄に対して、個人又は集団を攻撃、脅迫、侮辱する発言や言動がヘイトスピーチに当たると言われています。

不当な差別的言動の具体例

脅迫的な言動



地域社会からの排除をあおる言動



著しく侮蔑する言動



こうした言動は、人々に不快感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。互いの文化的違いを認め合い、尊重し合い、助け合いながら、共に生きていく多文化共生社会を築きましょう。